

令和6年8月9日

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する業務停止命令(3か月)及び指示並びに当該業者の役員に対する業務禁止命令(3か月)について

○ 中国経済産業局は、蓄電池、太陽光パネル及びエコキュート等の商品(以下「本件商品」といいます。)の販売及び本件商品の設置工事等の役務を有償で提供している訪問販売業者であるブルーコンシャスグループ株式会社(本店所在地:大阪市北区)(以下「ブルーコンシャスグループ」といいます。)(注)に対し、令和6年8月6日、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」といいます。)第8条第1項の規定に基づき、令和6年8月7日から同年11月6日までの3か月間、訪問販売に関する業務の一部(勧誘、申込受付及び契約締結)を停止するよう命じました。

(注)同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

○ あわせて、中国経済産業局は、ブルーコンシャスグループに対し、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

○ また、中国経済産業局は、ブルーコンシャスグループの代表取締役である高松豪(たかまつ ごう)に対し、特定商取引法第8条の2第1項の規定に基づき、令和6年8月7日から同年11月6日までの3か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。

○ なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中国経済産業局長が実施したものです。

1. 処分対象事業者

- (1) 名 称：ブルーコンシャスグループ株式会社(注)
(法人番号5120001165552)
- (2) 本店所在地：大阪市北区中之島二丁目3番33号
大阪三井物産ビル13階
- (3) 代 表 者：代表取締役 高松 豪(たかまつ ごう)
- (4) 設 立：平成23年8月8日
- (5) 資 本 金：1000万円
- (6) 取 引 類 型：訪問販売

(7) 取扱商品：蓄電池、太陽光パネル、エコキュート等及び本件商品の設置工事等

(注)同名の別会社と間違えないよう会社所在地なども確認してください。

2. 特定商取引法に違反する行為

- (1) 商品の販売価格等につき不実のことを告げる行為(特定商取引法第6条第1項第2号)
- (2) 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせる仕方で勧誘をする行為(特定商取引法第7条第1項第5号、特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和5年内閣府・経済産業省令第2号)による改正前の特定商取引に関する法律施行規則(昭和51年通商産業省令第89号)第7条第1号)

3. 中国経済産業局が認定した行政処分の詳細は以下の各別紙のとおりです。

別紙1:ブルーコンシャスグループに対する行政処分の概要

別紙2:高松豪に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんに要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン(全国統一番号) 188(局番なし)
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>